

8.死亡について

Q1 信用金庫年金には遺族年金制度がありますか。

A1 信用金庫年金には遺族年金制度はありません。

なお、加算年金を受けている方が保証期間内*に亡くなった場合はご遺族に残りの保証期間に応じた遺族一時金を支給します。*DB加算年金は15年。CB加算年金は本人の選択した受給期間(5,10,15,20年の有期年金)です。

【老齢厚生年金の代行部分について】

国(日本年金機構)が遺族厚生年金を計算する際には、信用金庫年金の加入期間を含めて計算します。遺族年金額についての詳細は、最寄りの年金事務所にお問合せください。

Q2 受給者や待期者が亡くなったときの手続きはどのように行いますか。

A2 業務部(03-5159-7510)までご連絡ください。

年金の受給状況やご遺族の状況等を確認し、死亡届等を送付いたしますので、添付書類と一緒にご提出ください。

また、信用金庫年金のホームページでは、「亡くなったときの給付について」や、「手続きについて」専用のページを設けておりますのでご参照ください。

亡くなったときの給付については、「年金のしくみ」にて、手続きに関しては、「加入員・受給権者の手続き」にて、ご案内をしています。

8.死亡について

Q3 遺族からの死亡連絡が遅くなった場合はどうなりますか。

A3 年金の過払いが生じる可能性があります。

過払いが発生しないように受給者の方が亡くなった際には、すみやかに信用金庫年金までご連絡ください。
なお、過払いが発生した場合、返還義務が発生します。死亡届による処理が終了次第、改めて詳細をご案内させていただきます。

Q4 遺族一時金、未支給年金を受け取りましたが、それぞれ税金はどうなりますか。

A4 遺族一時金は非課税です(改正前厚生年金保険法第136条(第41条2項の準用))。

未支給年金は、相続財産には含まれず、受取人の一時所得となります。

Q5 準確定申告用の公的年金等の源泉徴収票が欲しいのですが。

A5 準確定申告用の源泉徴収票は、信用金庫年金で死亡届等の受付から約2ヵ月後に、ご遺族宛に三井住友信託銀行より送付されます。

なお、準確定申告の期限は相続人が相続の開始があつたことを知った日(死亡日)の翌日から4ヵ月以内とされています。